

一樹工業技術奨励会 Q&A

お問い合わせの多い質問について回答いたします。

Q1：助成金の振込口座は申請者の個人の口座だけですか。

A1：申請者の個人口座もしくは申請者が所属する学校の管理口座でも構いません。

Q2：所属する大学(学校)が資金管理をするために、間接費として一部管理費を計上できますか。

A2：決定された助成金の10%を上限に管理費として計上することを認めています。

Q3：大学が管理する場合、大学が証明する管理台帳を領収書の代わりとして提出しても良いですか。

A3：大学側で管理されている管理台帳に金額と資金使途等が明確に記載されているものを提出いただけるとのことであれば認めています。

Q4：備品購入をカード払いやコンビニ決済で購入した場合、カードの請求書やコンビニ領収書でも購入備品の請求書または領収書として認められますか。

A4：カード請求書やコンビニ領収書の場合で資金使途の記載のないものは認めておりません。必ず、金額と資金使途との紐づけできる明細が必要となります。

Q5：助成金受領後、翌年の会計報告には領収書原本の送付が必要でしょうか。

A5：必要ありません。PDFにて報告をお願いします。(申請、報告はすべてPDFにしてEメールで送付ください)

Q6：研究を実施した際に知的財産権(特許等)が発生した場合、発明者側(弊所側)の帰属となりますでしょうか。

A6：当財団に帰属しません。

Q7：助成結果報告の際に3月末までに支払いが間に合わず翌月の支払となっても良いでしょうか。

A7：一旦3月末時点の助成結果報告書を提出いただいたうえで、領収書等を受領されましたら再提出をいただき、最終的に資金使途と金額が証明できるようにお願いします。

Q8：最終的に助成金が余った場合は返金が必要でしょうか。

A8：使用されなかった助成金については、当財団へ返金願います。

Q9：会議や打ち合わせ等で発生する交通費や宿泊費は助成金の対象となりますか。

A9：対象外となります。また、学会参加関連費用（参加費、旅費等）や論文関連費用（投稿料、英文校正および閲覧費用等）も対象外です。

以上